

職業紹介事業報告書の 電子申請マニュアル

職業紹介事業報告を求める趣旨等について

職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需給調整の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割に鑑みその適正な運営を確保するためには、行政による一方的な監督のみでは、必ずしも十分に対応できるものではなく、定期的に事業活動の状況の報告を求めることにより行政として事業活動の状況を常時把握し、適宜、適切な指導、監督を行えるようしておくことが必要となります。このため、職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下「安定法」という。）第32条の16等において、職業紹介事業者に対して職業紹介事業を行う事業所ごとの事業報告書の作成及び提出を求めています。

皆様から提出された事業報告書は職業紹介事業の運営状況を把握するための基礎的な資料として集計され、各施策の検討時に必要に応じて活用されるとともに、厚生労働省ホームページ等を通じて公表しております。また、職業紹介事業が適正に運営されるよう職業紹介事業所等への指導時にも必要に応じて活用しているところです。

ご担当の皆様にはお手数をおかけしますが、職業紹介事業の適切な実態把握のため、事業報告書は当該職業紹介事業所の実態をありのまま記載いただくとともに、期日までのご提出にご協力をいただくようお願い申し上げます。

なお、事業報告書が提出期限までに提出されなかった場合、安定法第50条の規定に基づき必要な事項の報告を求める場合があり、これに従わず報告せず、又は虚偽の報告をした場合には罰せられる可能性があります。

【参考】

○職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）（抄）

第三十二条の十六 有料職業紹介事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2～3 略

第五十条 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、職業紹介事業を行う者（第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。）、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業を行う者又は労働者供給を受けようとする者に対し、必要な事項を報告させることができる。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、これを三十万円以下の罰金に処する。

一～八 略

九 第四十九条又は第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十以下 略

※無料職業紹介事業についても安定法第三十三条等で準用。

目次

○全体手順の説明	・・・	1ページ
○STEP1 職業紹介事業報告書の作成		
・ 提出する書類について	・・・	2
・ (補足) 職業紹介事業報告書の構成等	・・・	3
・ (補足) 許可番号について	・・・	4
○STEP2 電子申請の準備		
・ e-Govの電子申請で必要となるもの	・・・	5
○STEP3 電子申請の実施		
・ e-Govの電子申請の実施手順	・・・	6
・ 手順①～⑯	・・・	7～16

※紙面の都合上、最も多い有料職業紹介事業に係る事業報告について説明しますが、「無料職業紹介事業」及び「特別の法人の行う無料職業紹介事業」についても同様の方法で提出が可能です。

ページ番号はこちらに表示されます。

全体の手順の説明

職業紹介事業報告を電子申請（e-Gov）で提出する



職業紹介事業報告書の電子申請での提出は、e-Gov（※）を利用して行います。
大まかに以下の3つのステップで提出します。

※デジタル庁が運営し、ICT（情報通信技術）を活用して、行政機関のポータルサイトとして、各機関等がインターネットを通じて発信している行政情報を総合的・一元的に提供しているほか、各省庁に対する電子申請を24時間365日受け付ける窓口サービスを提供しています。

e-GOV

<https://www.e-gov.go.jp/>



STEP 1 職業紹介事業報告書の作成

提出する職業紹介事業報告書を作成します。
→2～4ページを参照して作業を行ってください。

STEP 2 電子申請の準備

e-Govで電子申請を行うにあたり必要となるものを事前に準備します。
→5ページを参照して作業を行ってください。

STEP 3 電子申請の実施

e-Govにアクセスして実際に電子申請を行い、職業紹介事業報告書を提出します。
→6～16ページを参照して作業を行ってください。

STEP 1 職業紹介事業報告書の作成

提出する書類について

- ポイント** 提出する書類は以下になります。

○職業紹介事業報告書

👉 事業報告書は職業紹介事業所ごとに1つ作成する必要があります。

職業紹介事業所が3つあった場合、3つの事業所の数値を合算して1つの事業報告書として作成することはできません。各々の事業所で1つ、計3つの事業報告書を作成することになります。

👉 電子申請で提出する場合は原則として所定の様式にて作成して、そのファイルを提出してください。

○第二種特別加入保険料に充てるべき手数料に係る手数料管理簿（当該手数料を徴収している場合）

👉 紹介により就職した者のうち第二種特別加入保険料（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第5号の作業に従事する者に対する保険料）に充てるべき手数料を徴収した場合は、手数料管理簿の写しを上記報告書に添えて提出が必要です。

👉 電子申請で提出する場合、手数料管理簿をスキャナーで読み取るなどPDF形式にしたファイルを提出してください。

- ポイント** 作成・提出する職業紹介事業報告書を厚生労働省のHPまたはe-Govからダウンロードします。

①使用する職業紹介事業報告書の様式について

以下のWEBページまたはe-Govから「[職業紹介事業報告書（様式第8号）](#)」の様式をダウンロードし、必要な数の職業紹介事業報告書を作成してください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172486.html>



②ファイル名について

ファイル名を「[（許可番号）職業紹介事業報告書](#)」に変更してください。また、数字記号は半角としてください。

③電子申請時の操作方法について

電子申請時の添付書類追加画面にて、作成した職業紹介事業報告書を添付してください。1項目あたり1件の添付が可能です。項目が足りない場合は画面下部の「追加」を選択して、項目を増やして職業紹介事業報告書を添付してください。

→具体的な操作方法は14ページで説明しています。

STEP 1 職業紹介事業報告書の作成

(補足) 職業紹介事業報告書の構成等

 **ポイント** 職業紹介事業報告書は全4面となります。このうち入力が必要なものは第1～2面となります。（第3～4面は記載要領のため入力項目なし。）

 職業紹介事業報告書は大別すると以下①～④で構成されています。

作成にあたっては、職業紹介事業報告書の第3～4面の記載要領やエクセルシートの「第1・2面入力案内」を参照してください。

①基本情報及び活動状況等（第1面）
職業紹介事業所の名称、所在地等の基本情報、求人・求職・就職・離職等の活動情報を記載

②収入状況等（第2面）
求人者（上限制）手数料、
求人受付手数料、求人者
(届出制)手数料、求職者
受付手数料、従事者数、返
戻金制度の有無、従業員教
育について記載

③記載要領（第3～4面）
用語の説明や報告書の記載
方法等を説明しています。
入力項目はありません。

④入力案内等（別シート）
入力に当たっての案内、職
種コードを説明しています。
説明のみで入力項目はあり
ません。

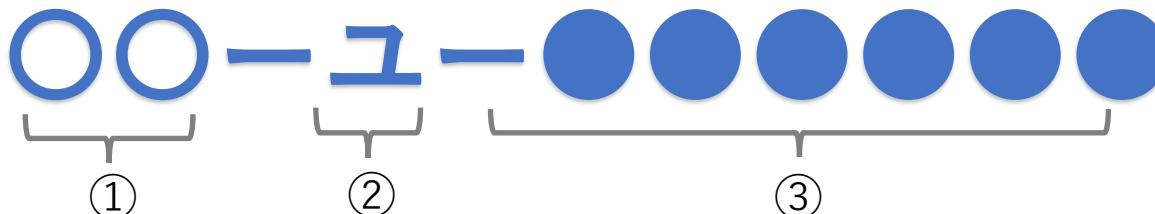
STEP 1 職業紹介事業報告書の作成

(補足) 許可番号について



許可番号は職業紹介事業許可証に記載されています。

許可番号は付与後、住所の変更等により事業主管轄労働局が変更される場合を除いて、変更されることはありません。



①都道府県を表すコードを表示します。「都道府県コード表」に定める2桁の数字で表す。

②有料職業紹介事業である旨の表示です。「ユ」の文字をもって表します。

③事業主の一連番号です。管轄労働局ごとに6桁の数字をもって表します。



都道府県を表すコードと対応表は以下のとおり。
例えば「13」は東京労働局を表します。

番号	対応する労働局								
1	北海道労働局	11	埼玉労働局	21	岐阜労働局	31	鳥取労働局	41	佐賀労働局
2	青森労働局	12	千葉労働局	22	静岡労働局	32	島根労働局	42	長崎労働局
3	岩手労働局	13	東京労働局	23	愛知労働局	33	岡山労働局	43	熊本労働局
4	宮城労働局	14	神奈川労働局	24	三重労働局	34	広島労働局	44	大分労働局
5	秋田労働局	15	新潟労働局	25	滋賀労働局	35	山口労働局	45	宮崎労働局
6	山形労働局	16	富山労働局	26	京都労働局	36	徳島労働局	46	鹿児島労働局
7	福島労働局	17	石川労働局	27	大阪労働局	37	香川労働局	47	沖縄労働局
8	茨城労働局	18	福井労働局	28	兵庫労働局	38	愛媛労働局		
9	栃木労働局	19	山梨労働局	29	奈良労働局	39	高知労働局		
10	群馬労働局	20	長野労働局	30	和歌山労働局	40	福岡労働局		

職業紹介事業許可証

（日本産業規格 A 列 4）

許可第 5 号
許可年月日 年 月 日

有料・無料職業紹介事業許可証

（氏名又は名称）
(所 在 地)

上記の者は、職業安定法第 条第 項の許可を受けて、下記のとおり有料・無料職業紹介事業を行う者であることを証明する。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 (氏名) 印

記

1 取扱職種の範囲等

2 名 称
事業所の 所在地

3 許可の有効期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

事業所枚番

STEP 2 電子申請の準備

e-Govの電子申請で必要となるもの

 **ポイント** 以下①～④が必要となりますので、表中のリンクURLから説明ページを参照して準備してください。
e-Govにおいて初心者ガイド等を公開していますので、こちらもご活用ください。

○e-Govの利用準備

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation>



○e-Govを初めてお使いの方へ

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/beginner>



必要となるもの	必要となる理由	取得方法等の説明ページ	QRコード
①e-Gov等のアカウント	e-Govにログインするためのアカウントが必要です。	https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/beginner/account.html	
②ブラウザの設定	ブラウザのポップアップブロックが有効のまま利用すると、正しく画面が表示されない場合がありますので解除が必要です。	https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/popupblock.html	
③e-Gov電子申請アプリケーションのインストール	e-Govの電子申請はこのアプリケーションで行いますので、事前のインストールが必要です。	https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/install.html#windows	
④電子証明書	提出者の確認のため電子証明書の添付が必要です。（別途、電子証明書(電子署名用証明書)の取得費用の取得費用がかかります。詳しくはリンク先をご確認ください。）	https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate/	
	電子証明書の替わりにGビズIDでも手続が可能です。（現状、GビズIDの利用に料金は発生しません。） (法人代表者又は個人事業主（以下「事業主」という。）のアカウントであるGビズIDプライムと、組織の従業員用のアカウントとして事業主が作成するGビズIDメンバーを利用することで、電子証明書の添付なしで手続することができます。）	https://gbiz-id.go.jp/top/	

STEP 3 電子申請の実施

e-Govの電子申請の実施手順

ポイント 以下①～⑯の手順で進めていきます。

①デスクトップから「e-Gov電子申請アプリケーション」を起動 ··· 7ページ

②ログイン画面でアカウント情報を入力 ··· 7

③マイページ画面の上部から手続検索画面へ移動 ··· 8

④手続検索画面から職業紹介事業報告書の提出手続きを検索 ··· 8

⑤検索結果一覧から事業報告書の提出手続へ移動 ··· 9

⑥申請書入力画面から申請者情報入力画面へ移動します。 ··· 9

⑦職業紹介事業報告書を基に申請者情報を入力します。 ··· 10

⑧申請書入力画面から連絡先情報入力画面へ移動します。 ··· 10

⑨連絡先情報を入力します。 ··· 11

⑩電子申請システムで受け付けることを希望する旨の届出を入力します。 ··· 12

⑪申請書入力画面から添付書類追加画面に移動します。 ··· 12

⑫職業紹介事業報告書を添付します。 ··· 13

⑬提出先を選択します。 ··· 14

⑭電子署名を実施します。 ··· 15

⑮職業紹介事業報告書を提出します。 ··· 16

提出完了です。お疲れ様でした！！

STEP3 電子申請の実施



①デスクトップから「e-Gov電子申請アプリケーション」を起動

デスクトップ上の「e-Gov電子申請アプリケーション」をダブルクリックして、アプリケーションを起動します。

e-GOV

e-Govアカウントログイン

メールアドレス

パスワード
 ⓘ

[パスワードを忘れた方](#)

ログイン

[e-Govアカウント登録ページへ](#)

または以下のアカウントでログイン

- G碧ズIDでログイン
- Microsoftでログイン

②ログイン画面でアカウント情報を入力

「STEP2 電子申請の準備」で用意したe-Gov等のアカウントを利用して認証（ログイン）を行います。

アカウント登録時で使用したメールアドレスとパスワードを入力して、ログインをクリックします。

なお、G碧ズIDを利用する場合は「G碧ズIDでログイン」をクリックして、画面の指示に従って操作してください。

STEP 3 電子申請の実施

The screenshot shows the e-GOV My Page interface. At the top, there are links for 'My Page', 'Procedure Search' (which is highlighted with a red box), 'Bookmark', 'Case List', 'Message', and 'Basic Information Management'. Below this, there are four summary boxes: 'Case Notice' (0 items), 'Procedure Notice' (0 items), 'Public Document' (0 items), and 'Electronic Delivery' (0 items). A section titled 'Bookmark' follows, with a note: 'You can bookmark procedures you frequently apply for.' A large yellow arrow points from the 'Procedure Search' button on the previous page down to this 'Procedure Search' button.

③マイページ画面の上部から手続検索画面へ移動

マイページ画面の上部にある「手続検索」をクリックします。

The screenshot shows the e-GOV Procedure Search interface. At the top, there are links for 'My Page', 'Procedure Search' (highlighted with a red box), 'Bookmark', 'Case List', 'Message', and 'Basic Information Management'. Below this, there is a section titled 'Procedure Search' and a note: 'e-Gov electronic application target procedure'. A section titled 'Status search' follows, with dropdown menus for: 'New business registration by company', 'Business location change or name change', 'Agent's resignation or termination', and 'Name change of subscriber'. A large orange arrow points from the 'Procedure Search' button on the previous page down to this 'Procedure Search' button. A red box highlights the search input field and the 'Search' button.

④手続検索画面から職業紹介事業報告書の提出手続を検索

手続検索画面の「手続名称から探す」の入力欄に、「職業紹介
□事業報告」（□は全角スペース）と入力して、「検索」をク
リックします。

STEP 3 電子申請の実施

e-GOV 電子申請

手続検索

手続検索結果一覧

検索条件

手続名称
職業紹介 事業報告

所管行政機関
選択してください

電子署名必要
□

電子署名不要
□

手続分野分類
選択してください

大分類
選択してください

中分類
選択してください

小分類
選択してください

検索

4件

特別の法人の行う無料職業紹介事業の事業報告書の提出

職業紹介事業者の方は、厚生労働省に認めるとこにより、事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければなりません。その手続です。

電子署名必要 GビズID電子署名省略可

無料職業紹介事業者の事業報告書の提出

職業紹介事業者の方は、厚生労働省に認めるとこにより、事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければなりません。その手続です。

電子署名必要 GビズID電子署名省略可

有料職業紹介事業者の事業報告書の提出

有料職業紹介事業者の方は、厚生労働省に認めるとこにより、事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければなりません。その手続です。

電子署名必要 GビズID電子署名省略可

学校等の行う無料職業紹介事業の事業報告書の提出

無料職業紹介事業を行ふ、学校（小学校及び幼稚園を除く。）、寄宿学校、職業能力開発促進法第15条の6第1項各号に掲げる施設、職業能力開発認定大

学校の施設の場合は、事業報告書を作成し、提出下さい。

電子署名必要 GビズID電子署名省略可

申請書入力へ

申請書入力

基本情報を選択し、申請・届出様式に必要な事項を入力してください。

1. 基本情報

未設定・変更する場合には、それぞれ設定ボタンを押してください。

申請者情報

必須

法人名

申請者氏名

住所

申請者情報を設定

⑤検索結果一覧から事業報告書の提出手続へ移動

検索結果一覧から「職業紹介事業に係る事業報告書の提出」を探し出して、その手続の「申請書入力へ」をクリックします。

⑥申請書入力画面から申請者情報入力画面へ移動します。

「1. 基本情報」の申請者情報の右側にある「申請者情報を設定」をクリックします。

STEP 3 電子申請の実施

申請者情報入力

個人か法人か選択後、申請者の情報を入力してください。

個人・法人選択

申請者が個人か法人か選択してください。

個人 法人

申請者情報

申請者の情報を入力してください。

必須 法人番号

1234567890123

法人情報自動入力

半角数字で入力してください。

必須 法人・団体の名称

株式会社いがぶ

キャンセル

内容を確認

連絡先情報

必須

法人名

連絡先氏名

住所

連絡先情報を設定

⑦職業紹介事業報告書を基に申請者情報を入力します。

職業紹介事業報告書の第1面の情報を基に該当する項目に入力してください。任意項目は適宜入力してください。

入力後に画面下部の「内容を確認」をクリックします。

⑧申請書入力画面から連絡先情報入力画面へ移動します。

「1. 基本情報」の連絡先情報の右側にある「連絡先情報を設定」をクリックします。

STEP 3 電子申請の実施

連絡先情報入力

個人か法人か選択後、連絡先の情報を入力してください。

個人・法人選択

連絡先が個人か法人か選択してください。

個人 法人

連絡先情報

申請・届出に関する各種連絡を受け取る方の情報を入力してください。

社会保険労務士の方はご自身の情報を入力してください。

必須 氏名
伊加部 太郎
全角で入力してください。

必須 氏名のフリガナ
イガブ タロウ
キャンセル 内容を確認

⑨連絡先情報を入力します。

個人・法人を選択した上で、以降の項目について、職業紹介事業報告書の作成担当者の情報を入力してください。（選択することで入力項目が変化します。）

職業紹介事業報告書の提出後に記載内容に不備等があった場合は、この情報を基に労働局から連絡を行う場合があります。
特に電話番号や電子メールアドレスは、担当者に連絡が取れるものをお間違えの無いよう入力してください。

入力後に画面下部の「内容を確認」をクリックします。

STEP 3 電子申請の実施

必須
電子申請システムで受け付けることを希望する旨の届出

電子申請システムで受け付けることを希望する旨の届出

以下の手続について、電子申請を使用した受け付けを希望します。

① 手続名				
② 申込日	西暦	年	月	日
③ フリガナ				
④ 申込者氏名				
⑤ 郵便番号	□ - □□			
⑥ 住所				
⑦ 電話番号	□□ - □□□ - □□□			
⑧ 備考				

添付書類
提出する書類がある場合、添付してください。

提出先選択
提出先の機関を選択してください。

必須 提出先

提出先を選択

書類を添付

キャンセル 入力したデータを次の人に渡す場合 申請データを保存 一時保存して中断 内容を確認

⑩電子申請システムで受け付けることを希望する旨の届出を入力します。

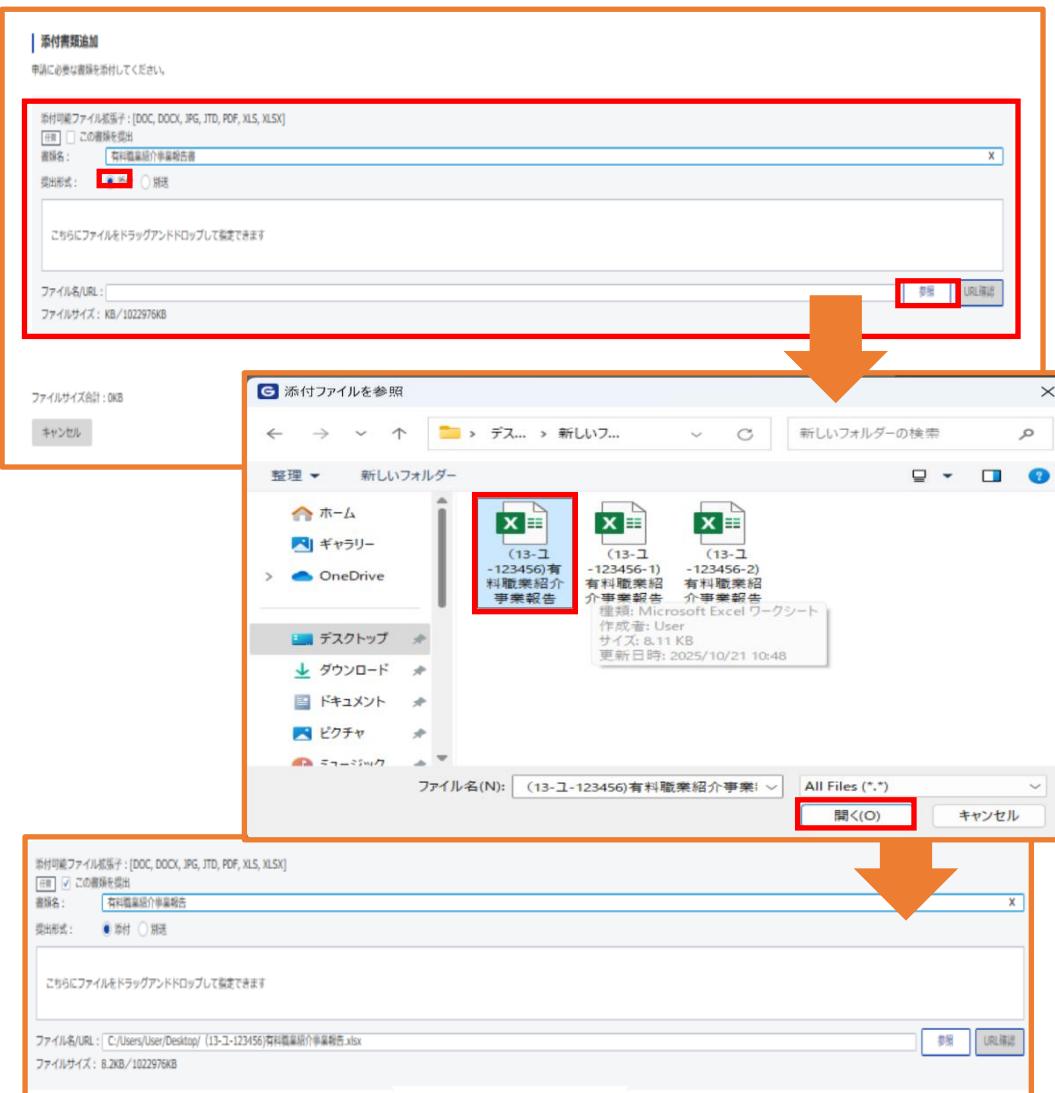
画面上の項目について以下のとおり入力してください。

入力項目名	入力内容
① 手続名	「職業紹介事業に係る事業報告書の提出」と入力
② 申込日	職業紹介事業報告書の提出日を入力
③ フリガナ	申請者情報の「代表者氏名」のフリガナを入力
④ 申込者氏名	申請者情報の「代表者氏名」を入力
⑤ 郵便番号	申請者情報の「郵便番号」を入力
⑥ 住所	申請者情報の「住所1（市町村、行政区及び町名番地）」及び「住所2（ビル名、建物名、マンション名等）」を入力
⑦ 電話番号	申請者情報の「電話番号」を入力
⑧ 備考	（入力の必要はありません）

⑪申請書入力画面から添付書類追加画面に移動します。

「添付書類」の右側にある「書類を添付」をクリックします。

STEP 3 電子申請の実施



⑫職業紹介事業報告書を添付します。

添付ファイルのファイル数の上限は99ファイル、最大容量（合計）は100MBです。ご注意ください。

画面上部の**任意の項目**において職業紹介事業報告書を添付します。まず、提出形式を「添付」を選択、次に「参照」をクリックします。

添付ファイルを参照画面が表示されるので、「STEP 1 職業紹介事業報告書の作成」の「職業紹介事業報告書の作成・提出方法の選別」で作成した職業紹介事業報告書の様式を選択して、「開く」をクリックします。

前画面で選択した職業紹介事業報告書の様式が反映されました。

STEP 3 電子申請の実施

添付書類
提出する書類がある場合、添付してください。

有料職業紹介事業報告 (13-ユ-123456)有料職業紹介事業報告.xlsx

書類を添付

提出先選択
提出先の機関を選択してください。

提出先 提出先

提出先を選択

キャンセル 入力したデータを次の人に渡す場合 申請データを保存 一時保存して中断 内容を確認



⑬提出先を選択します。

まず、「提出先を選択」をクリックします。

提出先選択

検索条件

提出先名称

中分類、小分類を含めて検索する 検索

大分類（都道府県など）から順に提出先を選択してください。
選択によっては中分類および小分類は存在しないことがあります。

大分類 東京都

中分類 東京労働局

小分類

設定

キャンセル



提出先選択画面が表示されるので、**提出先の労働局**を選択します。
※提出先は職業紹介事業者の住所を管轄する労働局となります。
(職業紹介事業所の所在地を管轄する労働局ではありません。)
複数の職業紹介事業所がある場合であっても職業紹介事業者の住所を管轄する労働局に一括して提出します。

管轄の労働局が不明の場合は許可番号から判別することもできます。許可番号の●●の部分とこれに対応する労働局名を以下から探します。

(許可番号の構成) **※枝番号は除外します。**

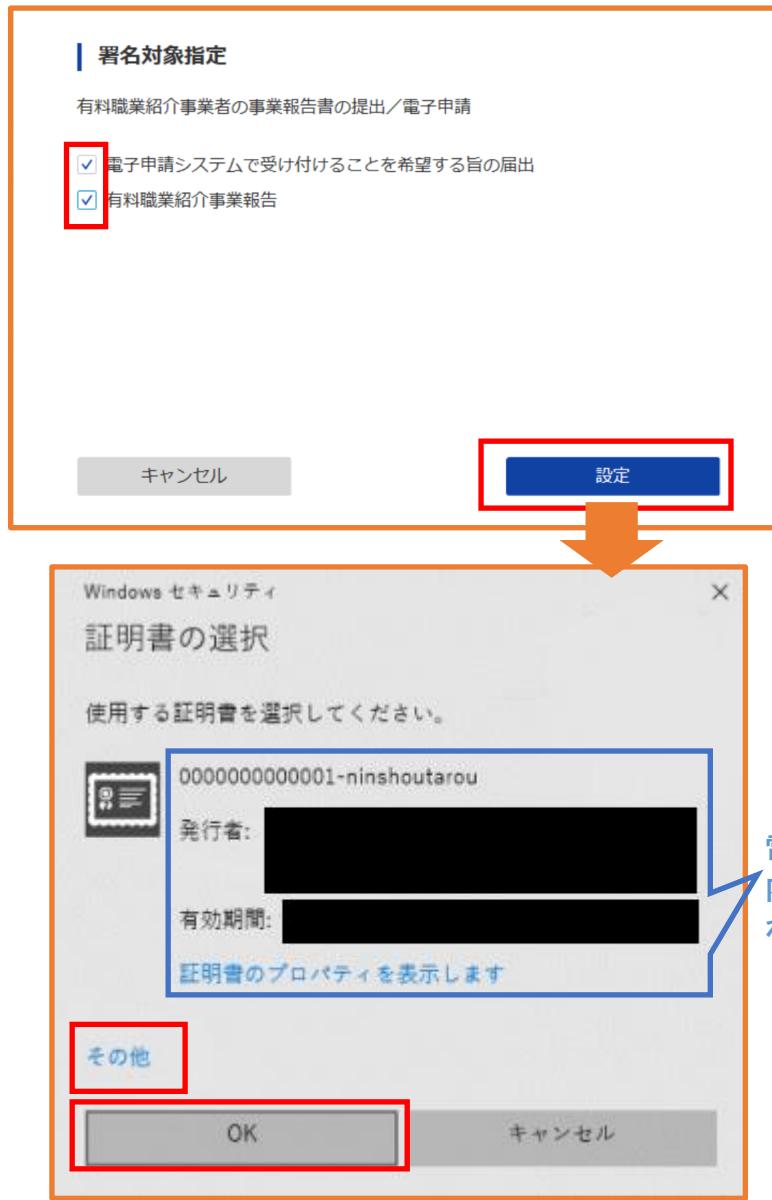
●●—ユ—〇〇〇〇〇〇〇

例えば許可番号が「13—ユ—123456」の場合は「13」に対応する「東京労働局」が管轄の労働局となり、職業紹介事業報告書の提出先となります。

画面下部の「設定」をクリックします。

最後に画面下部の「内容を確認」をクリックします。

STEP 3 電子申請の実施



⑯電子署名を実施します。

「②ログイン画面でアカウント情報を入力」でGビズID（GビズIDプライムもしくはGビズIDメンバーに限る）でログインした場合は、当該作業は不要となります。

電子署名を行う文書・⑫で添付した職業紹介事業報告書が表示されますので、これら全てにチェックを入れて、「設定」をクリックします。

証明書の選択画面が表示されます。
表示されている電子証明書の内容が、「STEP 2 電子申請の準備」の「e-Govの電子申請で必要となるもの」の「④電子証明書」で準備したものか確認します。同一の場合は「OK」をクリックします。

電子証明書を複数登録されているような場合、環境によっては目的の証明書が表示されていない場合があります。
その場合、「その他」をクリックすることで、利用者様の端末に登録されている証明書の一覧がリストアップされます。

リストアップされた証明書の中から目的の証明書を選択し、「OK」ボタンをクリックすることで、目的の証明書を利用して電子署名を行うことができます。

STEP 3 電子申請の実施

The screenshot shows the e-GOV electronic application process. It consists of two main sections:

- Top Section (Application Content Confirmation):** Shows the flow from 'Application Input' to 'Application Content Confirmation' to 'Completed'. The 'Application Content Confirmation' screen displays 'Basic Information' (Applicant Information, Contact Information, Procedure Name) and 'Application Submission Object List' (with a preview button). A red box highlights the 'Submit' button.
- Bottom Section (Completion):** Shows the 'Completed' screen with a summary of submission details (Delivery Number, Delivery Date, Company Name, etc.) and a download link for the application form ('Application Form Control Download'). A large red arrow points from the 'Submit' button on the top screen to the 'Application Form Control Download' button on the bottom screen.

⑯職業紹介事業報告書を提出します。

これまでの入力内容が表示されます。
問題なければ「提出」をクリックします。

職業紹介事業報告書が提出されました。

届出の状況は③のマイページ画面上の「直近の案件」又は画面上部の「申請案件一覧」をクリックすると確認できます。
処理状況のステータスの内容は以下のとおりです。

ステータス	内容
到達	e-Govに届出が到達した状態
審査中	職員が届出を確認し、処理中である状態
審査終了	職員が届出を処理完了した状態（労働局からのお知らせ文等がない場合は、ここで手続終了です。）
手続終了	処理完了後、利用者様でお知らせ文等をダウンロードした状態（お知らせ文がない場合もあります。）

ご注意！！

提出された職業紹介事業報告書の内容に疑義がある場合、後日、労働局から問い合わせる可能性があります。そのため、「申請書控えダウンロード」をクリックして控えを保管するか、又は職業紹介事業報告書（「⑯職業紹介事業報告書を添付します。」で添付したファイル全てをご利用者側にて保管（ご利用の端末のデスクトップにバックアップ等）しておいてください。）しておいてください。—16

ご不明な点は以下までお問合せください。

- e-Govの電子申請の操作方法等について

専用のe-Gov利用者サポートデスクまでお問合わせください。
ご連絡先は以下をご確認ください。

<https://www.e-gov.go.jp/contact>



- 職業紹介事業報告書の記載の仕方や職業紹介事業制度全般について

各都道府県労働局の需給調整事業課（室）までお問合せください。
ご連絡先は以下をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/haken-shoukai14/index.html



提出完了です！！

最後までありがとうございました。